

○鎌倉国宝館観覧料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の観覧料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 鎌倉国宝館条例（昭和27年8月条例第24号。以下「条例」という。）第6条に規定する観覧料の全部又は一部を免除する必要があるとき及びその免除する額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 観覧料の全額免除

- ア 市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、短期大学、大学又は大学院に通学する者
- イ 身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介助者1名
- ウ 療育手帳の交付を受けた者及びその介助者1名
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者1名
- オ 鎌倉市原子爆弾被爆者の援護に関する条例（昭和48年3月条例第37号）に基づく援護資格認定証の交付を受けた者
- カ 市内に所在する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、短期大学、大学又は大学院の学校行事として来館する引率者
- キ その他市長が必要と認めた者

(2) 観覧料の一部免除

- ア 国宝館の割引券を利用する者 50円
- イ 本市が実施する「鎌倉フリー環境手形」又は「パーク&レールライド」を利用する者 50円
- ウ その他市長が必要と認めた者 条例別表に定める額の2分の1を超えない範囲で市長が定める額

(減免手続)

第3条 観覧料の免除を受けようとする者は、国宝館を観覧する際に、前条第1号アからカ並びに同条第2号ア、イに掲げる者が観覧料の免除を受けようとする場合は、その事実を証する手帳その他の書面等を、同条第1号キ及び同条第2号ウに掲げる者にあつては鎌倉国宝館観覧料減免申

請書をそれぞれ提示し、又は提出するものとする。

付 則

この要綱は、昭和46年12月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。